表13　緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **条文等** | **条件** | **✓** |
| 人の日常生活圏への侵入  （法第34条の２） | 銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか  ※　人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる |  |
| 危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要  （法第34条の２） | 危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。  ※　人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。 |  |
| 銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難  （法第34条の２） | 銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。  ※　人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。 |  |
| 避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合  （法第34条の２） | 通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか（法第34条の４） |  |
| 地域住民の避難は行われたか（法第34条の４） |  |
| 広報（HPやSNS、防災無線等）は行われたか（政令） |  |
| 通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署（警察署長）に通報を行ったか（政令） |  |
| 鉄道を含む場合は、鉄道管理者へ協議が行われたか（政令）  道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか  場所の管理者へ連絡したか（必要に応じて） |  |
| 射線方向にバックストップはあるか  ※　屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか |  |
| 緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか  ※　緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等 |  |
| その他 | （土地の立入りを伴う場合）土地の立入りを行う者は証票を身に着けているか  （法第34条の３） |  |
| 緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか（法第34条の２） |  |
| 緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか（任意）  ※　スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。 |  |